報告事項第 2 号資料 2 令和 5 年第 5 回定例会 5. 5. 9 指導課

### 豊島区立学校衛生管理者等設置要綱

令和4年3月14日 指導課長決定

制定 平成20年4月22日 改正 平成27年4月1日 全部改正 令和4年3月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊島区立学校に勤務する教職員の健康を確保し、健康障害を防止する ため、総括安全衛生管理者、衛生管理者、衛生管理医師、学校産業医、学校安全衛生管理 者、衛生推進者(以下「衛生管理者等」という。)の設置について必要な事項を定めるもの とする。

(用語)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 区立学校 豊島区立小学校、中学校(以下「学校」という。)をいう。
  - (2) 教職員 学校に勤務する、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号) 第1条に規定する職員及び豊島区(以下「区」という。)職員をいう。

### (衛生管理者等の設置)

- 第3条 豊島区立学校安全衛生委員会設置要綱(平成20年4月22日教育指導課長決定。以下「委員会要綱」という。)第3条第1項第1号に掲げる豊島区立学校安全衛生委員会に設置する衛生管理者等は、次のとおりとする。
  - (1) 総括安全衛生管理者
  - (2) 衛生管理者
  - (3) 学校安全衛生管理者
  - (4) 衛生管理医師
  - (5) 衛生推進者
- 2 委員会要綱第3条第1項第2号に掲げる学校安全衛生委員会(以下「別表委員会」という。)に設置する衛生管理者等は、次のとおりとする。
- (1) 学校安全衛生管理者
- (2) 衛生管理者
- (3) 学校産業医

# (衛生管理者等の選任)

- 第4条 衛生管理者等の選任は、次の各号による。
  - (1) 総括安全衛生管理者は、豊島区教育委員会事務局教育部長の職にある者を充てる。
  - (2) 衛生管理者は、法令に定める資格を有する者のうちから、学校安全衛生管理者が推薦 し、教育委員会が選任する。ただし、第3条第1項に掲げる衛生管理者については、 資格を問わない。
  - (3) 衛生管理医師及び学校産業医は、産業医の要件を備えた医師のうちから教育委員会が選任する。
  - (4) 学校安全衛生管理者は、区立学校長の職にある者を充てる。
  - (5) 衛生推進者は、衛生に係る事務を担当するために必要な能力を有すると認められる者 のうちから、学校安全衛生管理者が推薦し、教育委員会が選任する。

### (総括安全衛生管理者の職務)

- 第5条 総括安全衛生管理者は、第3条第1項及び第2項に掲げる学校安全衛生管理者を指揮し、次に掲げる事項(以下「衛生管理事項」という。)を総括管理する。
  - (1) 教職員の健康障害を防止するための措置に関すること
  - (2) 教職員の衛生のための教育の実施に関すること
  - (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進を図るための措置に関すること
  - (4) 公務災害等の原因の調査及び再発防止対策で、安全又は衛生に係るものに関すること
  - (5) その他教職員の安全又は衛生に関すること

## (衛生管理者の職務)

- 第6条 衛生管理者は、衛生管理事項のうち、衛生に関する技術的事項を管理する。
- 2 衛生管理者は、職場を巡回し、衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに教職員の健康障害を防止する措置を講じなければならない。
- 3 衛生管理者は、前項の措置を講じたときは、総括衛生管理者に報告しなければならない。
- 4 衛生管理者は、公務災害及び健康障害等を防止するため必要があると認めたときは、学校管理者に意見を述べることができる。

#### (衛生管理医師の職務)

- 第7条 衛生管理医師は、次の各号に掲げる事項を処理する。この場合において、衛生管理 医師は、当該事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、衛生管理者に対して必 要な指導及び助言をそれぞれ行うことができる。
  - (1) 健康診断の実施及び教職員の健康管理に関する事項のうち、医学的技術的事項の処理 に関すること。
  - (2) 衛生教育その他教職員の健康の保持増進を図るための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。
  - (3) 職場巡視に関すること。
  - (4) 教職員の保健指導及び健康相談に関すること。
  - (5) 教職員の健康の確保並びにその改善に関する実施計画及び立案に参与すること。

### (学校産業医の職務)

- 第8条 学校産業医は、次の各号に掲げる事項を処理する。この場合において、学校産業医は、当該事項について、学校安全衛生管理者に対して勧告し、衛生管理者に対して必要な 指導及び助言をそれぞれ行うことができる。
  - (1) 健康診断の実施及び教職員の健康管理に関する事項のうち、医学的技術的事項の処理 に関すること。
  - (2) 衛生教育その他教職員の健康の保持増進を図るための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。
  - (3) 職場巡視に関すること。
  - (4) 教職員の保健指導及び健康相談に関すること。
  - (5) 教職員の健康の確保並びにその改善に関する実施計画及び立案に参与すること。

# (学校安全衛生管理者の職務)

- 第9条 学校安全衛生管理者は、衛生管理者又は衛生推進者と協力して、所属の教職員の衛生管理事項を実施する。
- 2 学校安全衛生管理者は、所属の教職員の健康障害の防止のための必要な措置を講じなければならない。

## (衛生推進者の職務)

- 第10条 衛生推進者は、衛生管理事項を処理する。
- 2 衛生推進者は、教職員の健康障害の防止のための必要な措置を処理する。

### 附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、豊島区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則(平成 27 年 3 月 31 日豊島区教育委員会規則第 10 号)の規定により、指導課長決定とする。